

電子提供措置の開始日2023年11月7日

第36回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

1. 連結注記表
2. 貸借対照表
3. 損益計算書
4. 株主資本等変動計算書
5. 個別注記表
6. 計算書類に係る会計監査報告

(2022年9月1日から2023年8月31日まで)

株式会社ジンスホールディングス

1. 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

10社
株式会社ジンス
株式会社Think Lab
吉姿商貿（瀋陽）有限公司
晴姿（上海）企業管理有限公司
JINS US Holdings, Inc.
JINS Eyewear US, Inc.
JINS CAYMAN Limited
JINS ASIA HOLDINGS Limited
台灣晴姿股份有限公司
JINS Hong Kong Limited

当社の連結子会社であった晴姿美視商貿(北京)有限公司は、当連結会計年度において、晴姿(上海)企業管理有限公司を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

株式会社ジンスノーマ
株式会社ヤマトテクニカル
非連結子会社は、小規模であり合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

当社及び連結子会社は主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

但し、工具、器具及び備品等については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

構築物 10年～20年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(主に5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ. 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に係る交換費用の発生に備えるため、過去の保証交換の実績に基づき、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業内容は眼鏡小売であり、商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。他社が運営するポイント制度に基づき商品販売時に顧客に付与するポイント相当額については、取引価格の算定にあたって、第三者のために回収する額と判断し、純額で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」（当連結会計年度10百万円）及び「受取賃貸料」（当連結会計年度11百万円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」（当連結会計年度5百万円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,520百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することが出来る範囲で計上しております。

計上にあたっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りを行っております。また、課税所得の見込額の算定には事業計画を使用しており、当該事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は、各店舗における過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、策定しております。

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	国内アイウェア事業	海外アイウェア事業	計
有形固定資産	8,838	2,030	10,869
無形固定資産	761	249	1,010
減損損失	415	96	511

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各営業店舗等を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社・事務所等については全社資産としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については、帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか大きい額により測定しています。使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは各店舗の事業計画を基礎としております。

店舗の将来事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は、各店舗における過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、策定しております。

この将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店に関する原状回復工事等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復工事費用及び原状回復工事の履行時期に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額759百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、損益に与える影響は軽微です。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 14,702百万円

(2) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社グループ、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社グループは貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額 227百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	23,980,000株		－株		－株	23,980,000株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	639,815株		51株		－株	639,866株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月14日 取締役会	普通株式	303	13.00	2023年2月28日	2023年5月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	583	25.00	2023年8月31日	2023年11月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2025年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債に付された新株 予約権
発行決議日	2020年2月12日
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	1,087,311株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、設備投資計画に照らして必要となる資金を主として自己資本を基本としておりますが、必要に応じて銀行借入及びリース契約により調達しております。

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、ほぼ2ヶ月以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、ほぼ全てが3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

転換社債型新株予約権付社債は、アイウエア事業のさらなる拡大及び新規事業の開発や持続的成長を可能にするための投資等を目的とした資金調達であり、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは適時に資金計画を作成・更新することで、流動性リスクの管理を行っております。

借入金及びリース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券 その他有価証券	121	121	-
② 敷金及び保証金(注)2	3,169	2,930	△238
資 産 計	3,291	3,052	△238
③ 転換社債型新株予約権付社債	10,015	9,882	△132
④ 長期借入金	45	45	0
⑤ リース債務	569	590	21
負 債 計	10,629	10,518	△111

- (注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金及び未払費用」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。
2. 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。
3. 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非 上 場 株 式 等	891

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株 式	121	—	—	121
資 産 計	121	—	—	121

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	2,930	—	2,930
資 産 計	—	2,930	—	2,930
転換社債型新株予約権付社債	—	9,882	—	9,882
長期借入金	—	45	—	45
リース債務	—	590	—	590
負 債 計	—	10,518	—	10,518

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

一定の期間ごとに分解し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

市場価格によっておりますが、活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）及びリース債務（1年内返済予定のリース債務含む）

元金の合計額を、同様の新規借り入れ又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	国内アイウエア事業	海外アイウエア事業	計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	56,144	17,119	73,264
外部顧客への売上高	56,144	17,119	73,264

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	350
契約負債（期末残高）	514

契約負債は、主に顧客に引渡した時点で収益を認識する眼鏡販売等の契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、350百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは個別の予想契約期間1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な取引はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 933円 14銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 75円 50銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(1) 当座貸越契約

当社及び一部の子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

①円貨建取引

当座貸越極度額	10,800百万円
借入実行残高	—
差引未実行残高	10,800百万円

②外貨建取引

中国元

当座貸越極度額	2,403百万円	(外貨額	120百万円)
借入実行残高	1,840百万円	(外貨額	91百万円)
差引未実行残高	562百万円	(外貨額	28百万円)

香港ドル

当座貸越極度額	279百万円	(外貨額	15百万香港ドル)
借入実行残高	55百万円	(外貨額	3百万香港ドル)
差引未実行残高	223百万円	(外貨額	12百万香港ドル)

台湾ドル

当座貸越極度額	59百万円	(外貨額	13百万台湾ドル)
借入実行残高	—	(外貨額	—)
差引未実行残高	59百万円	(外貨額	13百万台湾ドル)

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2022年8月26日付にて取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

契約の総額	8,000百万円
連結会計年度末借入可能残高	4,000百万円
借入実行金額	—
差引未実行残高	4,000百万円

(3) 財務制限条項

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行とコミットメント契約を締結しており、これらの契約には下記の財務制限条項が付されております。

2022年8月26日付コミットメントライン契約

契約の総額	8,000百万円
連結会計年度末借入可能残高	4,000百万円
借入実行残高	—
差引未実行残高	4,000百万円

以上の契約にかかる財務制限条項

- ① 契約締結日以降の各決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約締結日直前の決算期末日における金額の75%、または直近の決算期末日における金額の75%のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 契約締結日以降の各決算期末日における連結損益計算書の経常損益の額を2期連続して損失としないこと。

(4) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

店舗等の建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に20年と見積り、割引率は主に国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	621百万円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	61百万円
時の経過による調整額	4百万円
見積りの変更による増減額	759百万円
資産除去債務の履行による減少額	△377百万円
期末残高	1,070百万円

(5) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失
事業用資産	ソフトウェア他	日 本	209百万円
店 舗	建 物 他	日 本	205百万円
店 舗	建 物 他	中 国	54百万円
店 舗	リース資産他	台 湾	35百万円
店 舗	器具備品他	米 国	6百万円
合 計			511百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社・事務所等については全社資産としてグルーピングしております。

減損損失の認識に至った経緯としては、収益性の悪化が見られる店舗等及び退店の意思決定を行った店舗に係る固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(511百万円)として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は、使用価値または正味売却価額のいずれか大きい額により測定しております。

その内訳は以下のとおりであります。

建物及び構築物	160百万円
ソフトウェア	174百万円
その他	177百万円
合計	511百万円

(6) 店舗臨時休業による損失

中国における新型コロナウイルス感染症拡大により、断続的に行われた都市封鎖等を受けて、最大126店舗を休業することとなりました。

休業期間中の地代家賃等を店舗臨時休業による損失（73百万円）として特別損失に計上しております。

2. 貸借対照表 (2023年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	7,228	15,606	流動負債	1,022	11,754
現金及び預金	4,000	13,377	1年内償還予定の 転換社債型新株予約権付社債	－	10,033
前払費用	155	190	1年内返済予定の長期借入金	11	21
関係会社短期貸付金	2,600	1,880	未払金	870	845
関係会社未収入金	760	443	未払費用	90	133
その他	161	100	未払法人税等	－	170
貸倒引当金	△449	△385	未払消費税等	19	17
固定資産	13,058	16,837	賞与引当金	10	13
有形固定資産	252	278	事務所移転費用引当金	－	235
建物	225	257	資産除去債務	－	263
構築物	2	0	その他	19	20
工具、器具及び備品	13	14	固定負債	10,252	10,467
建設仮勘定	12	5	転換社債型新株予約権付社債	10,015	10,025
無形固定資産	981	1,032	長期借入金	－	11
ソフトウェア	864	968	長期未払金	228	422
ソフトウェア仮勘定	116	64	その他	9	9
投資その他の資産	11,824	15,526	負債合計	11,275	22,222
投資有価証券	851	921	(純資産の部)		
関係会社株式	3,573	5,068	株主資本	8,917	10,032
関係会社長期貸付金	6,380	7,860	資本金	3,202	3,202
繰延税金資産	816	809	資本剰余金	3,179	3,179
敷金及び保証金	199	860	資本準備金	3,157	3,157
その他	2	5	その他資本剰余金	22	22
資産合計	20,286	32,444	利益剰余金	7,538	8,653
			利益準備金	8	8
			その他利益剰余金	7,530	8,645
			別途積立金	60	60
			繰越利益剰余金	7,470	8,585
			自己株式	△5,003	△5,003
			評価・換算差額等	93	189
			その他有価証券評価差額金	93	189
			純資産合計	9,011	10,221
			負債純資産合計	20,286	32,444

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 損益計算書（2022年9月1日から2023年8月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
営業収益	4,874	4,462
営業費用	4,183	4,238
営業利益	690	223
営業外収益	162	856
受取利息	129	184
為替差益	25	664
その他	7	7
営業外費用	79	89
支払利息	5	6
支払手数料	2	20
投資事業組合運用損	8	8
貸倒引当金繰入額	64	53
その他	0	—
経常利益	773	989
特別損失	1,517	2,168
固定資産除却損	6	17
関係会社株式評価損	1,506	1,915
事務所移転費用引当金繰入額	—	235
その他	4	—
税引前当期純損失（△）	△743	△1,179
法人税、住民税及び事業税	31	174
法人税等調整額	35	△3
当期純損失（△）	△811	△1,349

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 株主資本等変動計算書（2022年9月1日から2023年8月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
2022年9月1日残高	3,202	3,157	22	3,179	8	60	8,585	8,653
当期変動額								
剰余金の配当							△303	△303
当期純損失							△811	△811
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△1,114	△1,114
2023年8月31日残高	3,202	3,157	22	3,179	8	60	7,470	7,538

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年9月1日残高	△5,003	10,032	189	189	10,221
当期変動額					
剰余金の配当		△303			△303
当期純損失		△811			△811
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△95	△95	△95
当期変動額合計	△0	△1,114	△95	△95	△1,210
2023年8月31日残高	△5,003	8,917	93	93	9,011

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式
- ・その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

但し、工具、器具及び備品等については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 9 ～ 50年

工具、器具及び備品 2 ～ 15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社としてグループ内の事業子会社の統括業務を行っております。子会社からは、主に契約に基づき経営指導料、システム使用料及び不動産賃貸料を受受しており、グループ内の事業子会社の統括業務の提供により履行義務が充足されることから、当該業務の提供に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めておりました「関係会社未収入金」（前事業年度443百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」（当事業年度2百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「投資事業組合運用損」（前事業年度8百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 816百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類 連結注記表（会計上の見積りに関する注記）（繰延税金資産の回収可能性）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 193百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 3,447百万円
 - ② 長期金銭債権 6,380百万円
 - ③ 短期金銭債務 40百万円

(3) 保証債務

関係会社について、金融機関からの借入及びリース取引等に対して、債務保証を行っております。

晴姿（上海）企業管理有限公司	2,357百万円
JINS Hong Kong Limited	174百万円
JINS Eyewear US, Inc.	82百万円
台灣晴姿股份有限公司	46百万円
計	2,661百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	4,874百万円
営業費用	30百万円
営業取引以外の取引	85百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	639,815株		51株		－株	639,866株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	137百万円
関係会社株式評価損	2,234百万円
関係会社株式	297百万円
繰越欠損金	401百万円
その他	72百万円
繰延税金資産小計	<u>3,143百万円</u>
評価性引当額	<u>△2,292百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>851百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△25百万円
その他	△9百万円
繰延税金負債合計	<u>△35百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>816百万円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有割合 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社ジズ	(所有) 直接 100.00	役員の兼任 資金の援助等	資金の回収 (注)1	1,480	関係会社 短期貸付金	1,480
				利息の受取 (注)1	47	関係会社 長期貸付金	5,920
				業務受託料等の受取 (注)2	4,508	関係会社 未収入金	740
子会社	購姿(上海)企業管理有限公司	(所有) 間接 100.00	役員の兼任 資金の援助等	債務保証 (注)3	2,357	—	—
				利息の受取 (注)1	23	関係会社 長期貸付金	460
子会社	JINS Eyewear US, Inc.	(所有) 間接 100.00	資金の援助等	資金の貸付 (注)1	333	関係会社 短期貸付金	365
				利息の受取 (注)1	11		
子会社	株式会社Think Lab	(所有) 直接 100.00	役員の兼任 資金の援助等	資金の貸付 (注)1	75	関係会社 短期貸付金	475
				利息の受取 (注)1	2		
				貸倒引当金繰入額	64	貸倒引当金	449
子会社	株式会社ヤマトテクニカル	(所有) 直接 100.00	役員の兼任 資金の援助等	資金の貸付 (注)1	280	関係会社 短期貸付金	280
				利息の受取 (注)1	0		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付条件については、市場金利などを勘案して決定しております。
 2. 業務受託料等については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
 3. 債務保証は借入、リース取引等について連帯保証を行っているものであります。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	386円 09銭
(2) 1株当たり当期純損失	34円 75銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	10,800百万円
借入実行残高	—
差引未実行残高	10,800百万円

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2022年8月26日付にて取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

契約の総額	8,000百万円
当事業年度末借入可能残高	4,000百万円
借入実行残高	—
差引未実行残高	4,000百万円

(3) 財務制限条項

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行とコミットメント契約を締結しており、これらの契約には下記の財務制限条項が付されております。

2022年8月26日付コミットメントライン契約

契約の総額	8,000百万円
当事業年度末借入可能残高	4,000百万円
借入実行残高	—
差引未実行残高	4,000百万円

以上の契約にかかる財務制限条項

- ①契約締結日以降の各決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約締結日直前の決算期末日における金額の75%、または直近の決算期末日における金額の75%のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ②契約締結日以降の各決算期末日における連結損益計算書の経常損益の額を2期連続して損失としないこと。

6. 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月26日

株式会社ジズホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジズホールディングスの2022年9月1日から2023年8月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上